

**令和8年度市民税・県民税・森林環境税  
給与所得等に係る  
特別徴収のしおり**

名古屋市

**名古屋市個人市民税特別徴収センター**

〒460-8201

名古屋市中区丸の内三丁目10番4号  
(丸の内会館)

電話 <052>957-6930

FAX <052>957-6934

日ごろから市民税・県民税・森林環境税の特別徴収にご協力をいただきありがとうございます。特別徴収事務を行っていただく際には、この「しおり」をご覧ください、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

◎ 名古屋市では個人の市民税を減税しています。

## 目 次

■個人の市民税・県民税に関する主な税制改正	1
■特別徴収とは	2
■特別徴収税額の徴収と納入	3
■納入書の書き方	4
■退職等による未徴収税額の一括徴収	5
■従業員の方が退職・転勤等したときの手続き	5
■退職後の市民税・県民税・森林環境税について	6
□様式「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」	7
■異動届出書の書き方	8・9
○記載例1〔退職（未徴収税額は一括徴収）の場合〕	10
○記載例2〔退職（未徴収税額は普通徴収）の場合〕	11
○記載例3〔転勤の場合〕	12
○記載例4〔給与支払報告の場合〕	13
■外国人の方の課税について	14
■従業員の方が就職等したときの手続き	14
□様式「特別徴収切替依頼書」	15
○記載例	16
■退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収	17
～特別徴収義務者所在地等変更届出書の提出のお願い～	19
□様式「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」	20
□様式「特別徴収義務者所在地等変更届出書」	21
～地方税ポータルシステム「エルタックス」のお知らせ～	22
■市民税・県民税・森林環境税の納税義務者など	23
■市民税・県民税・森林環境税の税額	23
■ご質問にお答えします	24
～電子データによる給与支払報告書の提出義務について～	26

凡例 法…地方税法、条例…名古屋市市税条例

### ★ 名古屋市公式ウェブサイト【 <https://www.city.nagoya.jp/> 】

本文中においては「市ウェブサイト」と表記します。  
様式のダウンロード等について、詳しくは裏表紙をご覧ください。

### ～市民税・県民税の試算について～

市ウェブサイトの「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます」ページ（ページID：1011913）から、税額の試算ができます。必要に応じてご利用いただくとともに、従業員の方へも税額の確認用としてご案内ください。

対応しているブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safariです。なお、いずれのブラウザにおいても、JavaScriptが無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。

## 個人の市民税・県民税に関する主な税制改正

### ◎ 給与支払報告書の電子データによる提出義務基準の引下げ【令和9年1月～】

令和9年1月1日以後に提出する給与支払報告書のエルタックスまたは光ディスク等による提出義務基準について、基準年（前々年）に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられました。

### ◎ 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出対象の見直し

令和8年1月1日以後に支払う退職手当等については、支給を受ける全ての方について「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出することとされましたが、エルタックスによる簡便な提出ができるようになるまでの措置として、法人の役員分も含め、当面の間、市町村への「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出は不要となりました。

なお、退職所得分の特別徴収税額を納入する場合、令和8年1月1日以後も「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」の提出について引き続きご協力をお願いします。詳しくは、19ページをご覧ください。

### ◎ 「年収の壁」の見直しに係る税制改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引上げや大学生年代の子等に係る新たな所得控除の創設など、「年収の壁」を見直す税制改正が行われました。

#### 1 給与所得控除の見直し

給与所得控除額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。よって、給与収入が190万円以下の場合、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。

#### 2 同一年計配偶者や扶養親族の前年中の所得の要件の見直し

前年の合計所得金額の要件が58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられました。よって、生計を一にする配偶者や親族の収入が給与収入のみの場合は、収入123万円以下であれば同一年計配偶者や扶養親族に該当します。

また、この見直しに伴い、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の要件が58万円超133万円以下（改正前：48万円超133万円以下）となりました。

#### 3 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、前年中の所得が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合、収入123万円超188万円以下）の方がいる場合に、所得控除の適用を受けることができるようになりました。

税制改正について、詳しくは市ウェブサイト（ページID：1036269）をご覧ください。

所得税に関する税制改正について、詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

## ■特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払をする者（事業主）が、給与の支払を受ける者（従業員）の毎月の給与から個人の市民税・県民税額及び森林環境税額を差し引き、翌月の10日までに納入していただく制度です。

### 1 特別徴収の範囲（法321条の3、条例27条）

給与の支払を受けている方に対する市民税・県民税・森林環境税については、特別徴収の方法によって徴収することとされています。

特別徴収の方法によって徴収する税額は、給与所得に対する市民税・県民税額と森林環境税額の合計額ですが、給与所得以外（令和8年4月1日において65歳以上の方は給与所得及び公的年金等に係る所得以外）の所得に対する所得割額についても、所得税の確定申告書または市民税・県民税の申告書で特別徴収（「給与から差し引き」）を選択した場合は、あわせて特別徴収します。

### 2 特別徴収義務者の指定（法321条の4、条例28条）

4月1日現在において給与の支払をしている方で、所得税法第183条の規定により所得税を源泉徴収して納付する義務のある方を、特別徴収義務者として指定しています。

### 3 特別徴収税額の通知（法321条の4、321条の6）

特別徴収の方法によって市民税・県民税・森林環境税を徴収する場合には、**5月31日までに**、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知することとされていますので、以下の(1)(2)の通知を書面または電子データ(注)でお送りしています。

(1) 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

毎月の給与から差し引き、翌月の10日までに納入していただく特別徴収税額の合計額の通知で、従業員の方ごとの明細も記載しています。大切に保管してください。

(2) 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

個々の従業員の方（納税義務者）への特別徴収税額の通知です。**圧着した状態で、お早めに従業員の方へお渡しください。**

また、給与支払報告書を提出した従業員の方のうち、市民税・県民税・森林環境税が特別徴収されない方については、「令和8年度市民税・県民税・森林環境税非課税等の通知書（特別徴収義務者用）」をお送りしています（納税義務者用の通知はありません。）。

なお、特別徴収税額を変更した場合には、「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を書面または電子データ(注)でお送りしますので、特別徴収義務者用通知の内容をご確認いただき、納税義務者用通知を該当の従業員の方へお渡しください。

(注) エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した際に、通知の受取方法として電子データを選択した場合は、決定通知書及び変更通知書を電子データでお送りします。なお、通知に関するお知らせやダウンロードの際に必要な保護番号（パスワード）は、給与支払報告書を提出した際に設定したメールアドレスに送信されます。

## ■特別徴収税額の徴収と納入

### 1 特別徴収税額の徴収(法321条の5、条例28条の2)

6月から翌年の5月までの各月の給与の支払の際に、特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)に記載されている、個々の従業員の方の各月分の納付額(以下「月割額」といいます。)を徴収してください。

### 2 納入の方法

徴収した月割額の合計額は、**納入書**または**電子納税**で納入してください。

納入書をご使用の際には、次ページの納入書の書き方をご覧ください、納入金額などの必要事項を記載してください。なお、用紙が不足する場合は、市ウェブサイトから「納入書及び市民税 県民税 納入申告書」をダウンロードして使用してください。

また、電子納税については、22ページをご覧ください。

なお、**名古屋市が作成する納入書以外の納入書を使用する場合や、金融機関等との契約などにより納入する場合も、市区町村コード及び指定番号が必要となります。**

(注) 給与支払報告書の提出時に、総括表の「納入書の送付」欄で「不要」を選択された場合は納入書を送付しません。

(注) 市区町村コードは、特別徴収義務者の所在する区にかかわらず、「231029」です。ただし、電子納税の場合は「231002」です。

### 3 納期限(法321条の5、条例28条の2)

徴収した月割額の納入の期限(納期限)は、**徴収した月の翌月の10日**(土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日)です。

なお、各月の納期限は、当該月分の納入書に記載してあります。

### 4 納期の特例(法321条の5の2、条例28条の2)

従業員の方が常時10人未満の事業所等については、特別徴収税額の納期の特例制度があります。この制度を利用すると、年12回、6月から翌年の5月まで毎月徴収した月割額を、12月と翌年の6月の年2回で納入することができます。

6月分から11月分までの月割額の納期限は12月10日、12月分から翌年の5月分までの月割額の納期限は翌年の6月10日(土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日)です。

また、納入書はそれぞれ納期限の10日前までにお送りします。

この制度を利用するには申請が必要です。申請手続き等については、個人市民税特別徴収センターへお問い合わせください。なお、申請書は市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

(注) 給与支払報告書の提出時に、総括表の「納入書の送付」欄で「不要」を選択された場合は納期の特例分の納入書を送付しません。

### 5 納期限までに納入しなかった場合(法326条、329条、331条)

特別徴収した税額を納期限までに納入しない場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、延滞金が徴収されます。

## ■納入書の書き方

特別徴収税額は、徴収した月の翌月の10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）までに納入してください。

- \* 本市が作成する納入書を使用しない場合も、必ず市区町村コード「231029」を記入してください。  
 なお、指定番号についても誤りや漏れがないよう記入してください。

- 1 従業員の方に給与の支払をする際に徴収した特別徴収税額(月割額)を記入してください。  
 (注) 従業員の方の退職等により一括徴収した納入金額がある場合には、この欄に給与分の月割額との合計額を記入してください。

- 2 退職所得に対する所得割額がある場合に記入してください。  
 なお、その際には、納入済通知書裏面にある退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」に支払年月などの必要事項を必ず記載してください。  
 (注) 個人事業主の方は、納入済通知書片の裏面にある様式ではなく、納入書つづりにとじ込んである用紙を使用してください。

- 3 上記1、2の合計額を記入してください。  
 なお、納期限までに税額を納入できなかったときは、延滞金を「延滞金」欄に記入のうえ、上記1、2の額と延滞金の額の合計額を記入してください。  
 延滞金の計算方法は、納入書裏面の「納入する際の注意事項」の「3」をご覧ください。

愛知県		個人市民税 個人県民税 森林環境税	
名古屋市		納入済通知書 (公)	
市区町村コード		D・C	C・D
231029		1 05	22 23
口 座 番 号		管理区分	課税年度
00850-3-960406		3	6
10 年 月 分		税目	8 04
加入者名		名古屋市中区	
12 指定番号(10桁)			
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	24億	千 百 十 万 千 百 十 円
	退 職 所 得 分	35	
	延 滞 金	46	00
	合 計 額	55	
納 期 限		年 月 日	
(特別徴収義務者)			
住所又は所在地 〒			
氏名又は名称			
納			
ゆうちょ銀行取りまとめ店		領 収 日 付 印	
名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
上記のとおり通知します。			
東 区 収納事務センター			
受付店→(取りまとめ店) →三菱UFJ銀行 東海公務部 →名古屋市		(名古屋市保管)	

- ◎ 領収証書、納入書、納入済通知書ともに必要事項を記載してください。
- ◎ 指定番号は「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」に印字しています。

## ■退職等による未徴収税額の一括徴収

未徴収税額（退職等した月の翌月以降の月割額）の一括徴収は、従業員の方の納税の便宜等を考えて設けられた制度です。

未徴収税額の一括徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

### 1 従業員の方が6月1日から12月31日までに退職等した場合

未徴収税額については、従業員の方の申出により、給与または退職手当等から、一括徴収して納入することができます。

一括徴収しない場合は、後日、市税事務所から送付される納税通知書や納付書（以下「納税通知書等」といいます。）によって未徴収税額をご本人に納付していただくこととなりますので、従業員の方に納付方法等についてご説明のうえ、一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いします。

### 2 従業員の方が1月1日から4月30日までに退職等した場合

未徴収税額については、従業員の方の申出の有無にかかわらず、給与または退職手当等から必ず一括徴収してください。

ただし、次の場合は、一括徴収する必要はありません。

- (1) 再就職先で特別徴収を継続する場合
- (2) 5月31日までに支払われる給与または退職手当等が未徴収税額より少ない場合
- (3) 死亡による退職である場合

なお、一括徴収したときは、「<sup>給与支払報告</sup>特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）の「2. 一括徴収の場合」欄などに必要事項を記載のうえ、退職等の日の属する月の翌月の10日までに個人市民税特別徴収センターに提出してください。

## ■従業員の方が退職・転勤等したときの手続き

未徴収税額の納付手続のため、異動届出書の早期提出をお願いします。書き方については、8・9ページをご覧ください。

### 1 異動届出書の提出について

退職・転勤・休職等の事由により従業員の方に給与の支払をしなくなった場合は、異動届出書に必要事項を記載のうえ、必ず下記の期限までに個人市民税特別徴収センターに提出してください。

- (1) 毎月の給与から特別徴収税額を徴収している従業員の方が退職等したとき  
異動のあった日の翌月の10日までに提出してください。
- (2) 給与支払報告書を提出した従業員の方が4月1日までに退職等したとき  
4月15日までに提出してください。  
（上記(1)の異動届出書を提出した場合は、提出する必要はありません。）  
（13ページ「記載例4〔給与支払報告の場合〕」をご覧ください。）

なお、用紙が不足する場合は、7ページの様式をA4サイズに複写して使用していただくか、市ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

(注) 個人事業主の方のマイナンバー（個人番号）を記載した異動届出書を提出していただく際には、法令に基づく本人確認（身元確認及び番号確認）をさせていただきますので、マイナンバーカード（個人番号カード）等の本人確認書類を提示（郵送により提出する場合は写しを添付）してください。

本人確認について、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

## 2 退職・休職・長期欠勤などの場合

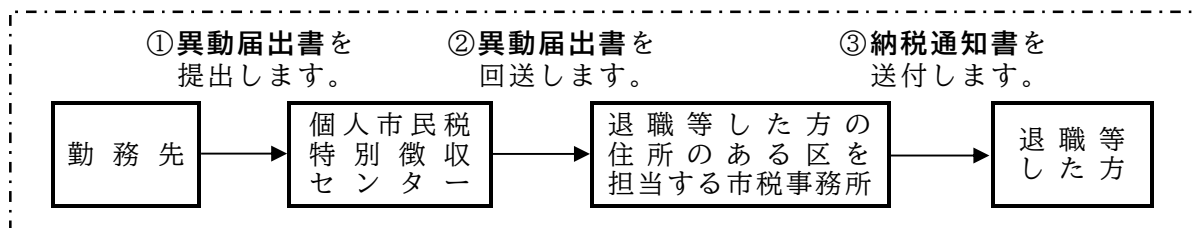
### (1) 未徴収税額を一括徴収する場合

10 ページ「記載例 1〔退職（未徴収税額は一括徴収）の場合〕」をご覧ください。

### (2) 未徴収税額を普通徴収とする場合

11 ページ「記載例 2〔退職（未徴収税額は普通徴収）の場合〕」をご覧ください。

一括徴収しない場合は、後日、市税事務所から送付される納税通知書等によって未徴収税額をご本人に納付していただくことになります。従業員の方の退職後の住所を異動届出書の「異動後の住所」欄に必ず記入してください。

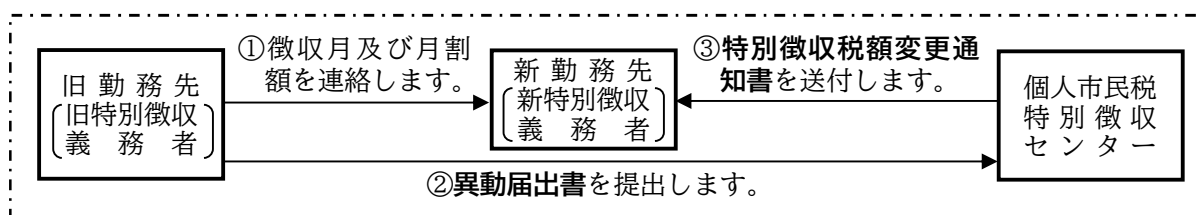


## 3 転勤の場合

12 ページ「記載例 3〔転勤の場合〕」をご覧ください。

転勤した場合は、**新勤務先（新特別徴収義務者）**へ徴収月及び月割額を連絡するとともに、異動届出書の「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項（新特別徴収義務者の名称・所在地など）を記載してください。

なお、転勤が4月中である場合は、5月1日までに提出してください。



## ■退職後の市民税・県民税・森林環境税について

退職後の市民税・県民税・森林環境税について、退職した方からのご質問が多くありますので、次のことを退職時にご説明いただきますようお願いいたします。

### 1 退職後の市民税・県民税・森林環境税の課税

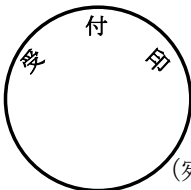
市民税・県民税・森林環境税は、前年の1月から12月までの所得に対して、1月1日（賦課期日）にお住まいの市町村で課税されます。

たとえば、従業員の方が令和9年3月に退職した場合、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税については、未徴収の4、5月分を、原則として一括徴収していただきますが、令和9年度の市民税・県民税・森林環境税については、令和9年1月1日にお住まいの市町村が送付する納税通知書等によって、従業員の方に直接納付していただくことになります（詳しくは、24・25ページをご覧ください。）。

### 2 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除

特別な事情により納税が困難な方については、期限までに申請していただくことで、市民税・県民税の減免（税額を減額すること）や森林環境税の免除を受けることができます。

詳しくは、市ウェブサイト（ページ ID: 1011896）をご覧ください（申請書のダウンロードもできます。）。



給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1.現年度	2.新年度	3.両年度
----	-------	-------	-------

※印欄は記載を要しません。

(宛先) 名古屋市長 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地											指定番号				
		フリガナ											宛名番号				
		氏名又は名称											担当者先 連絡先	所属			
		個人番号 又は法人番号												氏名			
個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	(内線 )				
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定額 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
	お問い合わせ 番号											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
	1月1日 現在の住所											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
異動後の 住所											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
区											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
1月1日 現在の住所											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
異動後の 住所											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を				
(新しい勤務先) 特別徴収義務者	指定番号											<input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所在地											担当者連絡先	所属	氏名	電話	(内線 )
	フリガナ															
	氏名又は名称											受給者番号				
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)												<input type="text"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日				徴収予定額(上記(ウ)と同額)				<input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。			
		年 月 日				円							

3. 普通徴収の場合												※身元確認	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため											<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 個・運・代・税・保・他( )	
												※ 番号確認 <input type="checkbox"/> 済 (個・通・住・シ) <input type="checkbox"/> 未済	

ご注意

- この異動届出書は、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
- この異動届出書は、給与の支払をしなくなった日の属する月の翌月の10日までに名古屋市長市民税特別徴収センターに提出してください。
- この異動届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市長ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードして使用してください。

◎ボールペンで記入してください(温度変化により無色になるインキを用いたものは使用しないで下さい。)(名古屋市長提出用)

## 【異動届出書の書き方】

異動届出書の様式については7ページを、記載例については10～13ページをご覧ください。

なお、8・9ページの説明における「通知書」は「特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」を指しています。

### 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄

給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所在地	〒		指定番号	②	
	フリガナ			宛名番号	②	
	氏名又は名称			担 当 者 先 連 絡	所属	
	個人番号 又は法人番号	①			氏名	
		①		電話	(内線 )	

- ① 個人事業主の方は右詰めで12桁のマイナンバー（個人番号）を、法人の方は13桁の法人番号を記入してください。
- ② 通知書の「指定番号」「宛名番号」欄の番号を記入してください。

### 「給与所得者」欄

給 与 所 得 者	フリガナ	氏名		③	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	生年月日	年	月								日	⑧	⑨	年	月	日	⑩		
所 得 者	個人番号	④		⑦	円	円	円	年	月	日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)								
	受給者番号	⑤										円	円	円	円	円	円	円	円
	お問い合わせ 番号	⑤										円	円	円	円	円	円	円	円
1月1日 現在の住所	⑥		区	円	円	円	円	円	円	円	円								
異動後の 住所	⑥		区	円	円	円	円	円	円	円	円								

- ③ 退職等した方の氏名を記入してください。ただし、結婚などにより氏名が変更になった場合は、新姓名を記入してください。
- ④ 退職等した方のマイナンバーを記入してください。
- ⑤ 通知書の「受給者番号」「お問い合わせ番号」「区」欄の番号を記入してください。ただし、通知書に受給者番号の記載がない場合は受給者番号の記入は不要です。
- ⑥ 給与の支払を受けなくなった後の住所（「1月1日現在の住所」欄と同じ場合は「同上」）を記入してください。
- ⑦ 通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で税額変更の通知があった方については、変更後の金額を記入してください。
- ⑧ 退職等した方の特別徴収税額（年税額）を何月から何月までいくら徴収したかを記入してください。
- ⑨ (ア)の特別徴収税額（年税額）から(イ)の徴収済額を差し引き、何月から何月までいくら未徴収であるかを記入してください。
- ⑩ 退職等した方が新勤務先での特別徴収の継続を希望する場合は1を、未徴収税額を一括徴収する場合は2を、1・2に該当しない場合は3を記入してください。

## 「1. 特別徴収継続の場合」欄

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指 定 番 号	<input type="checkbox"/> (新規) 法 人 番 号								受 給 者 番 号	
	所 在 地	担 当 者 連 絡 先								納 入 書 の 要 否	
	フリガナ	所 属								□ (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要	
	氏名又は名称	氏 名								電話	
										(内線)	

退職等した方が転勤により新しい勤務先での特別徴収の継続を希望する場合は、新しい勤務先の名称など必要事項を記載してください。

また、新しい勤務先へ徴収月及び月割額を必ず連絡してください。

## 「2. 一括徴収の場合」欄

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は □ 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
理 由	□	1. 異動が令和	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
		2. 異動が令和	年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円
右から番号を記入					

退職等により、未徴収税額を一括徴収する場合は、1・2のいずれかの理由の番号と異動した年を記入してください。

また、一括徴収の対象となる給与または退職手当等の支払予定日(未徴収税額の徴収予定月日)を記入してください。

給与または退職手当等を2回以上支払う場合で、未徴収税額をそれぞれに分けて徴収するときは、それぞれの支払予定月日と徴収予定額を記入してください。

## 「3. 普通徴収の場合」欄

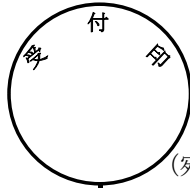
3. 普通徴収の場合			
理 由	□	1. 異動が令和	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2. 令和	年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
右から番号を記入		3. 死亡による退職であるため	

退職等により、未徴収税額の徴収方法を普通徴収とする場合は、1～3のいずれかの理由の番号と異動した年を記入してください。

◎ 未徴収税額の徴収予定月または徴収予定額などが後日変更となった場合は、訂正後の「異動届出書」を「訂正分」と余白に朱書して提出してください。

◎ ボールペンで記入してください(温度変化により無色になるインキを用いたものは使用しないでください)。

# 記載例1 〔退職（未徴収税額は一括徴収）の場合〕



## 給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
指定番号	7126262525		
宛名番号	54		
担当者 連絡先	所属	総務課 経理係	
	氏名	乙野 二郎	
	電話	052-957-6930 (内線 1111)	

(宛先)  <b>名古屋市長</b> 令和 8 年 12 月 1 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	〒 460-8508 <b>名古屋市中区三の丸三丁目1-1</b> フリガナ ○○ショウジカブシキガイシャ 氏名又は名称 ○○商事株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
フリガナ ナカムラ イチロウ 氏名 <b>中村 一郎</b> 生年月日 <b>昭和54</b> 年 1 月 1 日 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 受給者番号 <b>AB-39</b> お問い合わせ番号 <b>00006811431</b> 区 <b>23111</b> 1月1日現在の住所 <b>名古屋市港区港明一丁目12-20</b> 異動後の住所 <b>同上</b>		円 <b>148,300</b>	円 <b>74,500</b>	円 <b>73,800</b>	令和8 年 11 月 30 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合

記載不要

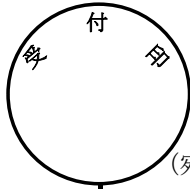
2. 一括徴収の場合

理由 <b>1</b> 1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 <b>11 月 30 日</b>	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円 <b>73,800</b>	左記の一括徴収した税額は <b>11</b> 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
--	----------------------------	------------------------------------	---

3. 普通徴収の場合

記載不要

## 記載例2 〔退職（未徴収税額は普通徴収）の場合〕



### 給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度	現年度	2. 新年度	3. 両年度
指定番号	7126262525		
宛名番号	126		
担当者先 連絡先	所属	総務課 経理係	
	氏名	乙野 二郎	
	電話	052-957-6930 (内線 1111)	

(宛先)  <b>名古屋市長</b> 令和 8 年 10 月 1 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	〒 460-8508 <b>名古屋市中区三の丸三丁目1-1</b>	フリガナ ○○ショウジカブシキガイシャ 氏名又は名称 ○○商事株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
フリガナ	ナカムラ ハナコ					
氏名	<b>中村 花子</b>					
生年月日	昭和54 年 2 月 2 日					
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5					
受給者番号	AB-123					
お問い合わせ番号	00001192296		区 23101			
1月1日現在の住所	名古屋市千種区覚王山通8-37					
異動後の住所	三重県津市西丸之内23-1					
給与所得者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)			
				異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
				87,500 円	6 月から 10 月から 9 月まで 5 月まで 令和8 年 9 月 30 日	1 2. 退職・長期 3. 死亡 4. 支払少額・不定 5. 合併・解散 6. その他 7. 事由・理由

1. 特別徴収継続の場合

記載不要

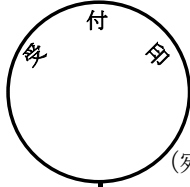
2. 一括徴収の場合

記載不要

3. 普通徴収の場合

理由	1	1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	---	--

### 記載例3 〔転勤の場合〕



#### 給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度	現年度	2. 新年度	3. 両年度
指定番号	7126262525		
宛名番号	37		
担当者先 連絡先	所属	総務課 経理係	
	氏名	乙野 二郎	
	電話	052-957-6930 (内線 1111)	

(宛先)	〒 460-8508
名古屋市長	名古屋市中区三の丸三丁目1-1
令和 8 年 8 月 3 日提出	フリガナ ○○ショウジカブシキガイシャ
給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名又は名称 ○○商事株式会社
	個人番号又は法人番号

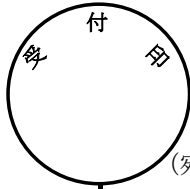
フリガナ	ナカムラ タロウ	フリガナ	中村 太郎	(ア)	(イ)	(ウ)	異動	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	昭和 54 年 3 月 3 日	特別徴収税額 (年税額)	29,900	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	144,000	年月日		
生年月日	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	円		円					
個人番号	AB-21	円	173,900	円					
受給者番号	00005215311 区 23104	円		円					
お問い合わせ 番号	名古屋市中区花の木二丁目18-1	円		円					
1月1日 現在の住所	同上	円		円					
異動後の 住所		円		円					

1. 特別徴収継続の場合										
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規	法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	新しい勤務先へは、月割額 14,400 円を 8 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所在地	〒 100-0013	担当者連絡先	所属	総務課 給与係					
	フリガナ	東京都千代田区霞が関3-3-2	氏名	丙野 三郎		受給者番号	BC-12			
	氏名又は名称	フリガナ ○○ブッサンカブシキガイシャ	電話	03-3580-9299 (内線 1112)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合									
記載不要									

3. 普通徴収の場合									
記載不要									

# 記載例4 〔給与支払報告の場合〕



## 給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
指定番号	7123456789		
宛名番号			
担当者先 連絡先	所属		
	氏名	名古屋 花子	
	電話	052-972-2352 (内線 )	

(宛先) 名古屋市長 令和 9 年 4 月 1 日提出	所在地	〒 460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10-4											
	フリガナ	ナゴヤ タロウ											
	氏名又は名称	名古屋 太郎											
	個人番号 又は法人番号		9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9

給与所得者	フリガナ	ナカムラ カズコ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	中村 一子																	
	生年月日	昭和54 年 4 月 4 日																	
	個人番号	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5							4
	受給者番号	06																	
	お問い合わせ 番号																		
1月1日 現在の住所	名古屋市守山区小幡一丁目3-1											円	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月から <input type="text"/> 月まで	令和9 年 3 月 31 日	1 1. 退職・長期 職勤欠亡期 散他	<input type="text"/>		
異動後の 住所	同上											円	<input type="text"/> 月まで	<input type="text"/> 月まで		2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合

記載不要

2. 一括徴収の場合

記載不要

3. 普通徴収の場合

記載不要

## ■外国人の方の課税について

### 1 課税される方

外国人の方で令和8年1月1日（賦課期日）に日本国内に住所がある方は、その1月1日にお住まいの市町村で市民税・県民税・森林環境税が課税されます。

なお、日本国内に住所のある外国人の方については、他の従業員の方と同様に毎年1月末日までに給与支払報告書を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

### 2 退職等した場合

従業員の方が退職等した場合は、5・6ページのとおり、異動届出書を個人市民税特別徴収センターに提出していただきますが、退職後に出国を予定している場合には、従業員の方にご説明のうえ、次のように取り扱っていただきますよう、ご協力をお願いします。

#### (1) 令和8年度の市民税・県民税・森林環境税について

納付手段などが煩雑となることをご説明いただき、未徴収税額について一括徴収してください（一括徴収の手続きについては、5ページをご覧ください。）。

なお、一括徴収しない場合は、納税管理人（納税通知書等を本人に代わって受け取り、市税を納付する方）の選定が必要です。

#### (2) 令和9年度の市民税・県民税・森林環境税について

令和9年1月から5月までに退職等した場合については、翌年度（令和9年度）に課税となる見込みであることをご説明いただき、出国する前にあらかじめ納付するか、納税管理人を選定し、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所へ届け出るようご案内ください。

## ■従業員の方が就職等したときの手続き

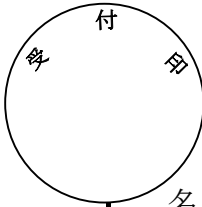
市税事務所から送付された納税通知書等で納付している方が、就職・復職等により給与の支払を受けることになり、市民税・県民税・森林環境税を給与から差し引いてほしい旨の申出があった場合は、特別徴収に切替えることができますので、「特別徴収切替依頼書」を個人市民税特別徴収センターに提出してください。

**特別徴収の開始月は、原則としてこの依頼書を提出する月の翌々月となり、切替後の特別徴収税額は、「特別徴収税額の決定（変更）通知書」をお送りしてお知らせしません（電話での連絡は行いません。）。**

ただし、納税通知書の納期限が過ぎている納期分や、65歳以上（令和8年4月1日現在）の方の公的年金等に係る所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、特別徴収に切替えることができません。

なお、用紙は、次ページの様式をA4サイズに複写して使用していただくか、市ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

書き方については、16ページをご覧ください。



# 特別徴収切替依頼書

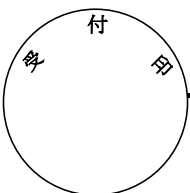
(宛先) 名古屋市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	所在地	〒 -										指定番号		
		フリガナ											担当者先 連絡	所属	
		氏名又は称名												氏名	
		法人番号													

切替 対象者	住所 (1月1日現在)	〒 - 名古屋市 区										普通徴収	<input type="text"/>	分以降	
	フリガナ											特別徴収	<input type="text"/> 月分 (翌月10日納期限) (※ 土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日) から希望します。		
	氏名	生年月日	明大昭 年 月 日								平令				
	お問い合わせ番号	※納税者が納税通知書をお持ちの場合は記入してください。										受給者番号	※特別徴収税額の決定(変更)通知書を電子で受け取る場合は必ず記入してください。		

1. 切替後の特別徴収税額については、特別徴収税額の決定(変更)通知書にてご確認ください(電話での連絡は行いません。)  
 ※ この依頼書が提出されてから特別徴収税額の決定(変更)通知書をお送りするまでに1か月程度かかる場合があります。  
 そのため、特別徴収の開始月は原則として提出する月の翌々月からとしてください。特別徴収税額の決定(変更)通知書の発送が、希望する開始月の納期限に間に合わないと判断した場合は、開始月を変更させていただくことがあります。
2. この依頼書で特別徴収への切替を行った納期分以降の普通徴収税額については、納付書で納付しないよう本人に連絡してください。  
 ※ すでに納税通知書の納期限が過ぎている納期分や、65歳以上(4月1日現在)の公的年金受給者の公的年金等に係る所得に対する税額は、特別徴収に切り替えることができません。  
 (納期限…1期:6月末日、2期:8月末日、3期:10月末日、4期:1月末日、2月随時:2月末日 ※土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日)
3. この依頼書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードして使用していただき、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

市記入欄 ※記入しないでください。

年税額		特別徴収切替税額		通知書返戻	有・無	区
納入済税額	普	月分		口座振替	有・無	
	特	月分以降		同一回入力日確認	/ 有・無	



# 特別徴収切替依頼書

新たに特別徴収義務者となる場合は、記入する必要はありません。

(宛先) 名古屋市長 令和 8 年 6 月 5 日 提出	所在地	〒 4 6 0 - 8 5 0 8 名古屋市 中区 三の丸三丁目 1 - 1	指定番号	7 1 2 6 2 6 2 5 2 5	
	フリガナ	〇〇ショウジカブシキガイシャ	担 当 者 先 連 絡	所属	経理係
	氏名又は称	〇〇商事株式会社		氏名	乙野 二郎
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電話	( 0 5 2 ) 9 5 7 - 6 9 3 0 (内線 1 1 0 )	

切替対象者	住所 (1月1日現在)	〒 4 5 6 - 0 0 3 1 名古屋市 熱田 区 神宮三丁目 1 - 15			普通徴収	1 期	分以降
	フリガナ	ナカムラ サブロウ		生年月日	明 大 昭 3 年 2 月 6 日 平 令	特別徴収	8 月分 (翌月10日納期限) (※ 土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日) から希望します。
	氏名	中村 三郎					
	お問い合わせ番号	※納税者が納税通知書をお持ちの場合は記入してください。 0 0 2 1 2 5 2 5 2 3 5		受給者番号	※特別徴収税額の決定(変更)通知書を電子で受け取る場合は必ず記入してください。 A B - 1 6 3		

納税者が市税事務所から送付された納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書に記載されているお問い合わせ番号を記入してください。

特別徴収税額の決定(変更)通知書を書面で受け取る場合で、受給者番号の記載が不要な場合は、記入する必要はありません。

特別徴収への切替を希望する普通徴収の納期及び特別徴収開始月をそれぞれ記入してください。

- ・普通徴収の納期 … 1期、2期、3期、4期、2月随時のいずれか
- ・特別徴収開始月 … 6月～翌年の5月のいずれか

※特別徴収開始月は、原則としてこの依頼書を提出する月の翌々月としてください。

※納期限は、徴収した月の翌月10日(土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日)です。

納税通知書の納期限が過ぎている納期分や、65歳以上(令和8年4月1日現在)の方の公的年金等に係る所得に対する市民税・県民税・森林環境税は、特別徴収への切替はできません。

## ■退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収

所得税を源泉徴収される退職手当等についての市民税・県民税は、所得税と同じように他の所得と区分して、退職手当等の支払者がその支払の際に特別徴収することとされています。

### 1 納税義務者（法50条の2、328条、条例32条の2）

納税義務者は、退職手当等の支払を受ける方で、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日にお住まいの市町村で課税されます。

ただし、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に、生活保護法で定められた生活扶助を受けている方は課税されません。

#### (1) 退職手当等（法23条、292条）

退職手当等とは、所得税法第30条の規定と同様に、退職金や一時恩給など、種類を問わず退職により一時に受ける給与等をいいます。

なお、死亡退職した方に対する退職手当等をその方の相続人などに支給する場合は、課税されません。

#### (2) 支払を受けるべき日

退職手当等について支払を受けるべき日とは、通常退職した日ですが、会社の役員退職手当等で、その支給について、株主総会などの決議を必要とするものについては、その決議のあった日になります。ただし、その決議が退職手当等を支給することを定めているだけで、具体的な支給金額を定めていないときは、その金額が具体的に定められた日になります。

### 2 退職所得分の特別徴収税額の計算

（法50条の3、50条の4、328条の2、328条の3、条例32条の3、32条の4）

#### (1) 退職所得控除額の計算

##### ア 勤続年数の計算

勤続年数は、実際の勤続期間にしたがって計算します。なお、勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げて計算します。

##### イ 退職所得控除額の計算

退職所得については、所得税と同じように、次により計算した金額が退職手当等の金額から控除されます。これを「退職所得控除額」といいます。

	勤続年数	退職所得控除額
1	勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)
2	勤続年数が20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円
3	障害者になったことにより退職した場合	1または2により計算した金額に100万円を加算した額

#### (2) 退職所得の金額の計算（1,000円未満切捨）

		退職所得の金額
勤続年数5年以下の役員等(注)の方		A
役員等以外で勤続年数が5年以下の方	Aが300万円以下の場合	A×1/2
	Aが300万円を超える場合	150万円+(A-300万円)
上記以外の方		A×1/2

A：退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額

(注) 役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。

(3) 市民税額・県民税額の計算

ア 市民税の特別徴収税額

退職所得の金額×6%＝市民税の特別徴収税額（100円未満切捨）

イ 県民税の特別徴収税額

退職所得の金額×4%＝県民税の特別徴収税額（100円未満切捨）

(注) 退職所得の分離課税に係る市民税は、減税の対象ではありません。

市民税の特別徴収税額＋県民税の特別徴収税額＝市民税・県民税の特別徴収税額

税額計算例

【設例】 退職手当等の金額…5,327,000円

勤続期間…3年6か月

【計算】

(1) 勤続年数…4年（1年未満の端数切上）

退職所得控除額…40万円×4年＝1,600,000円

(2) 退職所得の金額

ア 勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合  
5,327,000円－1,600,000円＝3,727,000円

イ 役員等以外で勤続年数が5年以下の方に対して支払われる退職手当等の場合  
5,327,000円－1,600,000円＝3,727,000円…A →300万円を超える  
1,500,000円＋(3,727,000円－3,000,000円)＝2,227,000円

(3) 市民税額・県民税額

ア 勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合

・市民税の特別徴収税額…3,727,000円×6%＝223,620円  
→223,600円（100円未満切捨）

・県民税の特別徴収税額…3,727,000円×4%＝149,080円  
→149,000円（100円未満切捨）

イ 役員等以外で勤続年数が5年以下の方に対して支払われる退職手当等の場合

・市民税の特別徴収税額…2,227,000円×6%＝133,620円  
→133,600円（100円未満切捨）

・県民税の特別徴収税額…2,227,000円×4%＝89,080円  
→89,000円（100円未満切捨）

よって、市民税・県民税の特別徴収税額は、次のようになります。

勤続年数5年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合	(市民税)	(県民税)
	223,600円	149,000円＝372,600円
役員等以外で勤続年数が5年以下の方に対して支払われる退職手当等の場合	(市民税)	(県民税)
	133,600円	89,000円＝222,600円

市ウェブサイトにて、税額計算結果の早見表を掲載していますので、参考としてご利用ください。

なお、上記の税額計算例のア、イに該当する退職手当等の場合は、早見表と特別徴収税額が異なりますので、上記の計算方法を参考に計算してください。

### 3 退職所得分の特別徴収税額の納入（法50条の5、328条の5、条例32条の6）

(1) 納入先

納入先は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に退職した方がお住まいの市町村です。

(2) 「市民税 県民税 納入申告書」の記載

**納入書の納入済通知書片の裏面にある退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」(注)に必要事項を記載してください。**

なお、退職所得に対する所得割を徴収した方の分のみを合計して記載してください。

(注) 個人事業主の方は、納入済通知書片の裏面にある様式ではなく、納入書つづりにとじ込んである退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」を使用し、個人市民税特別徴収センターに提出してください。用紙が不足する場合は、市ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

(3) 納入書の記載

特別徴収した税額を納入書の「退職所得分」欄に記入してください。

(4) 納期限

徴収した退職所得分の特別徴収税額の納入の期限（納期限）は、**徴収した月の翌月の10日**（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）です。給与分とあわせて納入書または電子納税で納入してください。

(5) 「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」の提出

退職所得分の特別徴収税額を納入する場合は、**「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」を個人市民税特別徴収センターに提出してください。**用紙は、次のページの様式をA4サイズに複写して使用していただくか、市ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

(6) 電子申告及び電子納税

「市民税 県民税 納入申告書」を電子申告で提出し、電子納税で納入することができます（詳しくは、22ページをご覧ください。）。

なお、電子申告した場合であっても、上記(5)の内訳書は、別途個人市民税特別徴収センターに提出してください。

### 4 退職所得の特別徴収票の提出

（法50条の9、328条の14、地方税法施行規則附則第2条の5の2、条例32条の10）

令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等については、市町村への「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出は不要です。

(注) 市町村に提出する退職所得の特別徴収票と税務署に提出する退職所得の源泉徴収票は同一様式のため、名称が「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」となっています。

(注) 税制改正により、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等については、支給を受ける全ての方について「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出することとされましたが、エルタックスによる簡便な提出ができるようになるまでの措置として、法人の役員分も含め、当面の間、市町村への「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出は不要となりました。

#### ～特別徴収義務者所在地等変更届出書の提出のお願い～

特別徴収義務者の所在地や名称などが変更になったときは、「特別徴収義務者所在地等変更届出書」を個人市民税特別徴収センターに提出してください。

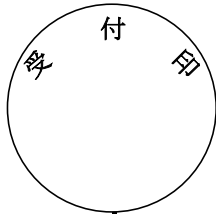
用紙は、21ページの様式をA4サイズに複写して使用していただくか、市ウェブサイトからダウンロードして使用してください。

# 退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書

(特別徴収義務者) 所在地(住所)  名称(氏名)	納 入 年 月 日	令和 年 月 日	◎この内訳書は名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。
	この内訳書に 応答される方 (担当者)	所属 氏名 電話 ( ) — (内線 )	
			指定番号

	退職手当等の支払を受ける者の 退職した年の1月1日現在の住所 (退職後の住所)	氏 名 生 年 月 日	退職手当等の 支 払 金 額	勤続年数 (1年未満 端数切上)	特定役員退 職手当等の 該当の有無	所 得 割 額 (100円未満切捨)		退職所得 申告書提 出の有無	支 払 確 定 日
						市民税	県民税		
1		明・大・昭 平・令 年 月 日生	円	年	有・無	円	円	有・無	
	(摘要)								
2		明・大・昭 平・令 年 月 日生	円	年	有・無	円	円	有・無	
	(摘要)								
3		明・大・昭 平・令 年 月 日生	円	年	有・無	円	円	有・無	
	(摘要)								
令和 年 月分		人 員 計	人	円	円	市民税・県民税 の所得割額計	市民税 円	県民税 円	合計 円

- (お願い)
1. 他の退職手当等の支払金額がある場合は、摘要欄に記入してください。
  2. 分割納入する場合は、摘要欄に記入するか、内訳を添付してください。
  3. この内訳書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードして使用してください。



# 特別徴収義務者所在地等変更届出書

(宛先) 名古屋市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	所在地	〒 -										指定番号											
		フリガナ											担 当 者 先 連 絡 先	所属										
		名称 又は 代表者名												氏名										
		法人番号												電話	( ) - (内線 )									

特別徴収義務者		変 更 前										変 更 後									
	フリガナ																				
	所在地	〒 -										〒 -									
	フリガナ																				
	名称																				
	法人番号																				
電話	( ) - (内線 )										( ) - (内線 )										

変更年月日	令和 年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有・無
変更理由 該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	(1) 名称・所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立(※) <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他 ( )	(2) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の扱いを記入してください。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された(※)	
		(3) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

◎ 特別徴収事務の書類を上記以外の場所へ送付する場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送付先	フリガナ										
	所在地	〒 -									
	フリガナ										
	名称										
電話	( ) - (内線 )										

※ 新法人の設立や合併により登記が閉鎖した場合は、指定番号が変更されるため継続使用ができません。併せて給与所得者異動届出書を提出してください。

- ご注意
- この届出書は、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。  
なお、この届出書を提出した場合でも、別途法人市民税の「法人の異動届出書」の提出が必要ですのでご注意ください。
  - この届出書は、A4サイズに複写して使用していただくか、名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)からダウンロードして使用してください。

## ～地方税ポータルシステム

### 「 (エルタックス)」のお知らせ～

地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して、給与支払報告書や異動届出書などがインターネットで提出できます。

また、電子申告していただくと、給与分（一括徴収分を含みます。）のほか、退職所得分の市民税・県民税（特別徴収税額）なども電子納税をすることができます。

事務所や自宅のパソコンなどから申告や納税をすることができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

名古屋市以外の市町村の利用可能な手続きについては、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) \*や各市町村のホームページ等をご覧ください。

※ 令和8年9月以降、URLは <https://www.lta.go.jp/> に変更される予定です。

#### 電子申告

##### ○ 提出できる個人市民税・県民税（特別徴収）の書類

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
  - ・特別徴収切替届出（依頼）書
  - ・特別徴収義務者所在地等変更届出書
  - ・給与所得者異動届出書
  - ・退職所得分の市民税 県民税 納入申告書
- など

##### ○ 給与支払報告書及び「給与所得の源泉徴収票」の作成と提出

統一様式を用いて作成することで、給与支払報告書は提出先の各市町村へ、「給与所得の源泉徴収票」は税務署へ、一括で提出することができます。

##### ○ 特別徴収税額の通知

エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した方について、特別徴収税額の通知書の受取方法として電子データを選択することができます（書面の通知書と電子データの通知の両方を受け取ることはできません。）。

**通知書の受取方法やメールアドレス等が正しく入力されているか、提出前に必ずご確認ください。**変更がある場合は、速やかに個人市民税特別徴収センターまで連絡のうえ、市ウェブサイト（ページID：1034580）に掲載されている「特別徴収税額通知書の受取方法等変更届出書」を提出してください。

#### 電子納税

##### ○ 手続き

納付情報の発行依頼を行い、発行された納付情報を利用して納入します。この際、複数の市町村の特別徴収税額を一括して納入することができます。

また、電子納税をご利用の場合、給与支払報告書（総括表）提出時の「納入書の送付」欄は、「不要」を選択してください。

##### ○ 納入手段

ダイレクト納付\*、インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー（ATMなど）

※ ダイレクト納付とは、事前に登録した口座から直接納入する方法です。インターネットバンキングの契約が不要なほか、納付日の指定や税理士が特別徴収義務者に代わって納入手続きを行うことができます。

##### ○ 取扱金融機関

指定金融機関や収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関で利用できます。詳しくは、エルタックスホームページをご覧ください。

※ エルタックスで名古屋市に給与支払報告書を提出する場合及び電子納税をする場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」（末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」）です。

詳しくは、エルタックスホームページの「よくある質問」や市ウェブサイトをご覧ください。

## ■ 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者など

### 1 納税義務者（市民税・県民税・森林環境税を納めていただく方）と納めるべき税額

個人の市民税・県民税は、所得にかかわらず一定の額を負担していただく均等割と所得に応じて負担していただく所得割からなっています。

また、区内に住所がある方については、森林環境税（国税）が課税されます。

納税義務者	市民税・県民税		森林環境税
	均等割	所得割	
1月1日（賦課期日）に区内に住所がある方	○	○	○
1月1日に区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方	○	—	—

### 2 市民税・県民税・森林環境税が課税されない方（非課税）

#### ◎市民税・県民税の均等割・所得割及び森林環境税のいずれも課税されない方

- ・ 賦課期日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・ 賦課期日現在、障害者、未成年者（18歳未満）、寡婦またはひとり親に当てはまる方で、前年中の合計所得金額(注1)が135万円以下の方
- ・ 扶養家族(注2)がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の方
- ・ 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方  
 $\{35万円 \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10万円\} + 21万円$

#### ◎市民税・県民税の所得割が課税されない方

- ・ 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等(注3)が45万円以下の方
- ・ 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方  
 $\{35万円 \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10万円\} + 32万円$

(注1) 合計所得金額とは、損失の繰越控除前の総所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除きます。）の合計額をいいます。

(注2) 同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族及び扶養控除の対象となる扶養親族をいいます。扶養親族とは、生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の方をいいます（同一生計配偶者は「親族」を「配偶者」と読み替えたものをいいます。）。

(注3) 総所得金額等とは、上記の合計所得金額の説明文の「損失の繰越控除前」を「損失の繰越控除後」と読み替えたものをいいます。

## ■ 市民税・県民税・森林環境税の税額

市民税・県民税・森林環境税の税額は以下のとおりです。税額の計算方法について、詳しくは市ウェブサイト（ページID：1011883）をご覧ください。

また、市民税・県民税額の試算については表紙裏ページをご覧ください。

- ・ 均等割額…市民税 2,800円（市民税の減税後の税率）  
 県民税 1,500円（うち500円は「あいち森と緑づくり税」）

- ・ 所得割額…  $\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年中の} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(注)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{調整} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \text{控除額等} \\ \hline \end{array}$

(注) 市民税：7.7%（市民税の減税後の税率）、県民税：2%

〔土地・建物等や株式等の譲渡所得などの分離課税の所得は、それぞれ定められた税率により所得割額を計算します。〕

- ・ 森林環境税額…1,000円

## ■ご質問にお答えします

### ◎ 退職した従業員の特別徴収税額の決定通知書が届いた場合は

<問> 令和8年3月末に退職した従業員について令和8年度の特別徴収税額の決定通知書(以下「通知書」といいます。)が届きましたが、これはなぜでしょうか。また、特別徴収することができない場合はどうしたらよいですか。

<答> 令和8年度の通知書は、令和8年1月末までに提出していただいた給与支払報告書に基づいて送付しています。

給与支払報告書を提出した従業員の方が4月1日までに退職等した場合、4月15日までに異動届出書を提出していただくこととなっています。

まだ異動届出書を提出していない場合は、速やかに個人市民税特別徴収センター宛て提出してください(詳しくは、5・6ページ参照)。

既に異動届出書を提出した従業員について通知書が届いた場合は、行き違いの可能性がありますので、次に送付される特別徴収税額の変更通知書をご確認ください。

### ◎ 昨年度と比べて特別徴収税額が変わった理由は

<問> 給与の支払金額は変わらないのに、特別徴収税額が昨年度より高い従業員がいますが、これはなぜでしょうか。

<答> 給与の支払金額が同じでも、医療費控除などの所得控除や寄附金税額控除などの税額控除の有無等により、税額が異なる場合があります。

詳しくは、従業員ご本人から、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所へお問い合わせください。

### ◎ 年の途中で従業員が退職した場合の市民税・県民税・森林環境税は－1

<問> 当社の社員Aが令和9年3月に退職する予定です。令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は一括徴収し、退職所得分の特別徴収税額についても令和9年4月に納入する予定です。この場合、市民税・県民税・森林環境税はすべて納税済みでしょうか。

<答> Aさんの場合、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税はすべて納付済みとなりますが、市民税・県民税はその年の所得に対して、翌年度に課税されることとなっていますので、令和8年1月から12月までの所得から算出した令和9年度の市民税・県民税を、森林環境税とあわせて、令和9年6月、8月、10月、令和10年1月の4回に分けて市税事務所から送付される納税通知書等によって納付していただくこととなります。\*

※ 従業員の方が令和9年1月1日から4月30日までに退職した場合、令和8年度の未徴収税額については、従業員の方の申出の有無にかかわらず、給与または退職手当等から必ず一括徴収することとされています。

また、所得税を源泉徴収される退職手当等についての市民税・県民税は、退職手当等の支払者が、その支払の際に特別徴収して市町村に納入することとされています。

## ◎ 年の途中で従業員が退職した場合の市民税・県民税・森林環境税は－ 2

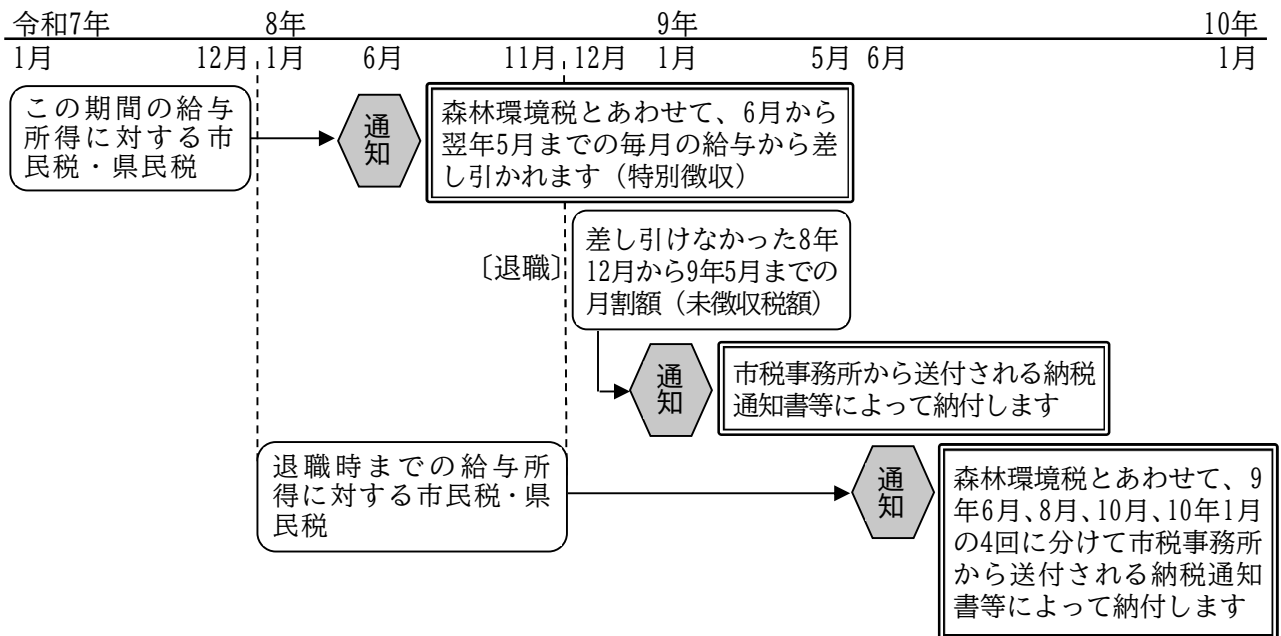
<問> 当社の社員Bが令和8年11月に退職する予定です。本人から市民税・県民税・森林環境税の一括徴収の希望がなかったため、一括徴収しませんが、この場合未徴収税額はどのように納めるのでしょうか。

<答> 会社勤めの方の市民税・県民税・森林環境税は、通常、1月から12月までの所得から算出した年税額を、翌年の6月から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付する特別徴収の方法をとっています。

Bさんの場合、令和8年度の年税額のうち、会社の給与等から差し引くことができなくなった令和8年12月から令和9年5月までの月割額を、市税事務所から送付される納税通知書等によって納付していただくことになります。

このような場合には、従業員の方の納税の便宜を図るため、従業員の方にご説明のうえ、一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いします（詳しくは、5ページ参照）。

また、令和8年1月から11月までの所得から算出した令和9年度の年税額についても、令和9年6月、8月、10月、令和10年1月の4回に分けて市税事務所から送付される納税通知書等によって納付していただくことになります（下図参照）。\*



## ◎ 新たに就職した従業員の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収にする場合は

<問> 令和8年4月に就職した社員に市税事務所から令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が届きました。本人から、当社の給与から差し引いてほしいとの申出を受けたのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

<答> 就職等により従業員の方から申出を受けられた場合は、年の途中であっても特別徴収に切替えることができます。15ページの特別徴収切替依頼書に必要事項を記載して個人市民税特別徴収センターに提出してください（16ページ「記載例」参照）。

なお、市税事務所から送付される納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収にはできませんのでご注意ください。

\* 雇用保険の基本手当を受けている方などは、申請することで市民税・県民税の減免が受けられる場合があります（詳しくは、市ウェブサイト（ページID：1011896）参照）。

## ～電子データによる給与支払報告書の提出義務について～

税制改正により、令和9年1月1日以後に提出する給与支払報告書については、基準年（前々年）に税務署へ提出した源泉徴収票の提出枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）の場合に、エルタックスまたは光ディスク等により提出する必要がありますのでご注意ください。

## ☆特別徴収についてのお問い合わせ先

### 名古屋市個人市民税特別徴収センター

〒460-8201

名古屋市中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）

電話<052>957-6930 FAX<052>957-6934

- ※ 書面の「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」には、マイナンバー（個人番号）を記載しないこととされています。また、名古屋市では、電子データの場合もマイナンバーを記載しないこととしています。
- ※ 通知書の発送直後はお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただくようお願いいたします。
- ※ 特別徴収税額の決定（変更）通知書についてよくあるご質問については、名古屋市公式ウェブサイト（ページ ID：1012034）で回答を公開していますので、ご確認ください。

## ☆個人の課税の内容についてのお問い合わせ先

個人の市民税・県民税・森林環境税の課税内容についてのお問い合わせは、お住まいの区を担当する市税事務所へお願いします。

担当する市税事務所については、「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」または名古屋市公式ウェブサイト（ページ ID：1012115）をご覧ください。

## ☆名古屋市公式ウェブサイト【 <https://www.city.nagoya.jp/> 】

名古屋市公式ウェブサイト（ページ ID：1011925）から「異動届出書」や「特別徴収切替依頼書」、「納入書」などの様式をダウンロードすることができます。

様式についてのお問い合わせは、個人市民税特別徴収センターへお願いします。

- ※ トップページ>ページ ID 検索欄にページ ID を入力すると、該当ページを開くことができます。

- ※ この冊子は、令和8年2月1日現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。（法令・条例については今後改正される場合があります。）